

「個別的自衛権で可能」

防衛相 日本防衛の米艦防護

中谷元防衛相は29日の衆院平和安全法制特別委員会



衆院平和安全法制特別委員会
答弁に立つ横畠内閣法制局長官
(左)。右からは中谷防衛相、
岸田外相

大郎撮影

の防護を個別的自衛権でできるかについて「そういう場合もあり得る」と述べた。ただ、判断基準は「非常にあいまいだ」とも語り、集団的自衛権の行使を容認し

ておく必要性を強調した。長島昭久氏(民主党)への答弁。(5面に関連記事)

米艦船防護については2003年5月、当時の秋山収内閣法制局長官が「日本を防護する米国の軍艦に対する攻撃が、状況によっては我が国に対する武力攻撃の着手と判断されることがあり得る」との見解を示し

ている。長島氏はこの見解を踏まえ、米艦船防護は「個別的自衛権で対応できるのではないか」とたどした。

中谷氏は見解について「(個別的自衛権で)すべてできるとは言っていない」と説明。「常に日本への武力攻撃になるとは断定していない」とも語り、日本に対する攻撃か、米国などへの攻撃か判断できない場合の対応も可能にするため、集団的自衛権の行使は必要との認識を示した。だが、個別的自衛権で対応できない具体例の説明は避けた。

長妻昭氏(同)も「集団的自衛権と個別的自衛権の基準の分かれ道はどこにあるのか」と質問。横畠裕介内閣法制局長官は米艦への攻撃を日本への攻撃の「着手」と認定する基準として①国際情勢②相手国の意図③攻撃の手段——などを挙げたが、「あらかじめ定型的にどのような行為が当たるか答えるのは難しい」と述べるにとどめた。

【銅手勇介、青木純】